

令和8年6月2日  
政策統括官付  
地理空間情報課地籍整備室

効率的・効果的な地籍調査を進めるための  
「3ヶ年加速化施策パッケージ」を策定しました！  
～十箇年計画の期末に向けて地籍調査の加速化に集中的に取り組めます～

地籍調査については、防災対策、社会資本整備等の迅速化・円滑化のために重要な役割を担っていますが、予算面・人員面での課題も深刻化しています。

このため、国土交通省では、関係者へのヒアリング等を踏まえ、効率的・効果的な地籍調査の促進に取り組むための「3ヶ年加速化施策パッケージ」を策定しました。

○災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、森林施業等を迅速化・円滑化するためには、土地の境界等を明確化する地籍調査（※）の推進が重要です。

（※）国土調査法に基づき、主に市区町村が実施主体となり、一筆ごとの土地の境界、面積等を測量・調査する事業。

○現在、「第7次国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月閣議決定。令和2年度～令和11年度）に基づいて戦略的に進めているところですが、近年では、人件費上昇等による事業費の増加や、実施主体である自治体におけるマンパワーの不足など、予算面・人員面での課題が深刻化している状況にあります。

○このため、国土交通省では、有識者や自治体、事業者等へのヒアリングを踏まえ、効率的・効果的な地籍調査を促進するための方策について整理を行ったところであり、今般、「3ヶ年加速化施策パッケージ」（別添）として取りまとめました。

○国土交通省としては、本施策パッケージに基づく各種措置について、今年度中に具体的な検討・調整を進め、十箇年計画の計画期末である令和11年度末に向けて、地籍調査のさらなる加速化に集中的に取り組んでまいります。

<問合せ先>

政策統括官付地理空間情報課地籍整備室 担当：新倉、高橋、園部、三浦

代表：03-5253-8111（内線30-513）、直通：03-5253-8383